

3月 6日 事務次官等会議
3月 7日 閣議
3月10日 公布(予定)

平成18年3月
内閣府

「平成十二年から平成十六年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案」について

概要

平成15年3月に「平成12年から平成14年までの間の三宅村の火山現象による災害」を局地激甚災害に指定したが、平成15年以降においても災害が継続していることから、平成16年3月に災害期間を平成15年まで延長し、平成17年3月には災害期間を平成16年まで延長する措置をとった。

その後、平成17年においても災害が継続していることから、今回、災害期間をさらに1年間延長し、平成17年までとする。

また、森林に係る被害見込額等が局地激甚災害指定基準に達したため、森林災害復旧事業に対する補助の措置を新たに適用する。

過去の同様の例として、「平成3年から平成5年までの間の火山噴火による長崎県島原市及び南高来郡深江町の区域に係る災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成6年3月2日政令第29号)がある。最終的に平成7年まで災害期間を延長した。

指定基準

今回適用する措置に係る局地激甚災害指定基準は以下のとおりである。

激甚法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助	当該市町村が負担する 公共施設災害復旧事業 費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算 した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
第5条	農地等の災害復 旧事業等に係る 補助の特別措置	当該市町村が負担する 公共施設災害復旧事業 費等の査定事業額 > 当該市町村の農業所得推 定額 × 10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満で ある場合を除く。

激甚法 適用条項	適用措置	指 定 基 準
第 11 条 の 2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの）</p> <p>当該市町村に係る生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1.5 倍</p> <p>（林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05% 未満のものを除く。）</p> <p>かつ</p> <p>要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの） × 25%の市町村が 1 以上</p>
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。

激甚法：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）

適用すべき措置の概要

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第 2 章）
公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等（以下「負担法等」という。）に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（70% 84%（全体平均、過去 5 年間の実績））
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第 5 条）
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（84% 93%（農地、過去 5 年間の実績））
- (3) 森林災害復旧事業に対する補助の特例（法第 11 条の 2）
激甚災害を受けた森林の被害額及び被害面積が一定以上の市町村の区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が当該事業費の 1 / 2 を補助する。
都道府県の行う事業に対し 1 / 2
都道府県以外の者が行う事業に対し 2 / 3（都道府県 1 / 6、国 1 / 2）
- (4) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第 24 条）
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

政令第 号

平成十二年から平成十六年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成十六年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成十六年」を「平成十七年」に改める。

第一条の表中「平成十六年」を「平成十七年」に改め、「第五条まで」の下に「、第十一条の二」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。